

食品等の自主回収（リコール情報）報告制度について

平成 30 年に食品衛生法と食品表示法が改正され、事業者による食品等の自主回収情報（以下、「リコール情報」という。）を確実に把握し、的確な監視指導や消費者への情報提供につなげ、食品による健康被害の発生を防止するため、リコール情報報告制度が新たに創設された。令和 3 年 6 月 1 日から全国統一的に施行され、営業者においては、リコール情報について食品衛生申請等システム（※）により届出することが義務化され、消費者はリコール情報を、オンラインで確認できるようになりました。

記

1 事業者の届出について

(1) 届出対象

①食品衛生法違反又はそのおそれのあるもの

(例) 腸管出血性大腸菌により汚染された生食用食品

一般細菌数や大腸菌群などの成分規格不適合の食品、硬質異物が混入した食品等

②食品表示法違反のもの

(例) アレルゲンや消費期限等の安全性に関する表示の欠落や誤り

(2) 届出先

①食品衛生法違反又はそのおそれのあるもの

回収担当部門を管轄する保健所支所

②食品表示法違反のもの

食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する保健所支所

(3) 届出の流れ

営業者 ⇒ 管轄の保健所等 ⇒ 厚生労働省又は消費者庁 ⇒ 消費者

2 消費者の確認について

- ・事業者が届出したリコール情報を一元的に食品衛生申請等システム（※）にて確認できる。
- ・自主回収されている食品等の商品名、回収理由、想定される健康被害等の情報を確認できる。

3 本市に届出のあったリコール情報（R3. 6. 1～R3. 9. 30）

NO	届出年月日	食品	回収理由	製造所の管轄自治体
1	R3.6.7	寿司	食品表示法違反 アレルゲン（乳）の表示欠落	宮城県
2	R3.6.9	刺身	食品表示法違反 誤った期限表示	仙台市
3	R3.9.8	そうざい	食品表示法違反 アレルゲン（乳）（えび）の表示欠落	福島県

※食品衛生申請等システム

厚生労働省の HP から利用可能で、行政手続きのデジタル化推進の観点から営業届出等の手続きや食品リコール情報の一元管理のため整備された共通基盤システム